

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 特別小口保険の付保限度額の引上げ

特別小口保険の付保限度額を千万円から千二百五十万円に引き上げること。

（第三条の三関係）

第二 売掛金債権担保保険の創設

中小企業者が担保として売掛金債権のみを提供して行う借入れによる債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする売掛金債権担保保険を創設すること。

（第三条の四関係）

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 附則

この法律の施行期日、所要の経過措置等に関する規定を設けること。

（附則関係）

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条の八第一項」を「第三条の九第一項」に改め、「又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）」を削り、「ことを含む」の下に「。以下同じ」を加え、「給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額」を削り、同条第三項中「手形の支払、給付の場合は掛金の払込み」を「手形の支払」に改め、同条第四項中「場合は手形」を「場合は、手形」に改め、「給付の場合は給付金」を削る。

第三条の二第一項中「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、同条第三項中「第三条の四第一項」を「第三条の五第一項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改める。

第三条の三第一項中「次条第一項に規定する」の下に「売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する」を加え、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に、「第三条の八第一項」を「第三条の九第一項」

に改め、「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、「千万円」を「千二百五十万円」に改め、同条第二項中「次条第一項」を「第三条の五第一項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に、「千万円」を「千二百五十万円」に改め、同条第三項中「又は第三条の八第一項に規定する債務の保証」を「第三条の八第一項又は第三条の九第一項に規定する債務の保証」に、「次条第一項」を「第三条の五第一項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改め、「普通保険、無担保保険」の下に、「次条第一項に規定する売掛金債権担保保険」を加え、「新事業開拓保険又は第三条の八第一項」を「新事業開拓保険又は第三条の九第一項」に改める。

第三条の八を第三条の九とする。

第三条の七第一項中「第三条の四第一項」を「第三条の五第一項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改め、「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、「手形金額、給付の場合」は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額」を「手形金額」に改め、同条第

二項中「又は特別小口保険」を「、特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に改め、同条を第三条の八とする。

第三条の六第一項中「第三条の四第一項」を「第三条の五第一項」に改め、「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、「手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額」を「、手形金額」に改め、同条第二項中「又は特別小口保険」を「、特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に改め、同条を第三条の七とする。

第三条の五第一項中「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、「手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額」を「、手形金額」に改め、同条第二項中「又は特別小口保険」を「、特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に改め、同条を第三条の六とする。

第三条の四第一項中「（手形の割引又は給付を受けることを含む。）」を削り、「手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額」を「、手形金額」に改め、同条第二項中「又は特別小口保険」を「、特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に、「すでに」を「既に」に改

め、同条を第三条の五とする。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（売掛金債権担保保険）

第三条の四 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権のみ（当該中小企業が法人である場合にあつては、売掛金債権（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と売掛金債権担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、

第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金額のうち保証をした額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に売掛金債権担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「保証をした借入金額」とあるのは、「借入金額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額）」と読み替えるものとする。

第五条中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加え、「支払、給付の場合は払込み」を「支払」に、「手形債務、給付の場合は掛金」を「手形債務」に改め、同条第一号中「（給付の場合は、総払込額。以下同じ。）」を削る。

第七条、第九条から第十一条までの規定及び第十三条中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険

」を加える。

附則第五項の表第五条の項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加え、「百分の九十」を「百分の九十（売掛金債権担保保険、」に改める。

附 則

（施行期日）

Ⅱ - 1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

Ⅱ - 2 この法律の施行前に成立している保険関係であつて改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する給付を受けたことによる債務の保証に係るものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

Ⅱ - 3 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

Ⅱ - 4 政府は、この法律の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐる金融の状況等を

勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正）

Ⅱ - 5 次に掲げる法律の規定中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

㍷ 激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条

第二項

㍽ 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）第四条

㍾ 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第二項

㍿ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する

法律（平成三年法律第五十七号）第十条第二項

㏀ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第八条第二項

㏁ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第十三条第二

項

○ 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第七条第二項

㊦ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年

法律第八十八号）第六条第二項

一 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十六条第二項

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律

第九十二号）第二十六条第四項

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

Ⅱ - 6 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加え、同条第三項中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

Ⅱ - 7 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中「合計額が千円」を「合計額が千二百五十万円」に、「それぞれ千円」を「それぞれ千円及び千二百五十万円」に、「借入金の額が千円」を「借入金の額が千二百五十万円」に、「千円」を「千二百五十万円」に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

Ⅱ - 8 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改める。

第十四条の十一第四項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

(新事業創出促進法の一部改正)

Ⅱ - 9 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の七第二項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改め、同条第三項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

第十七条第一項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改める。

第二十八条第二項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

（中小企業経営革新支援法の一部改正）

Ⅱ-10 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改め、同条第三項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

Ⅱ-11 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改め、同条第三項中「特別小口保険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

第二十四条第六項中「第三条の七第一項」を「第三条の八第一項」に改め、同条第七項中「特別小口保

険」の下に「、売掛金債権担保保険」を加える。

理 由

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険の制度を創設するとともに、特別小口保険の付保限度額の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（普通保険） 第三条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（<u>第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。</u>）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。<u>以下同じ。</u>）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するま	（普通保険） 第三条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（<u>第三条の八第一項を除き、以下単に「金融機関」という。</u>）からの借入れ（手形の割引又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第二条第四項の契約に基づく給付をいう。</u>以下同じ。）を受けることを含む。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後

で、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 第一項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金の弁済（手形の割引の場合は、手形の支払）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は、手形の割引により融通を受けた資金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 (略)
(無担保保険)

第三条の二 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする
ことにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

において払い込むべき掛金の額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 第一項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金の弁済（手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 (略)
(無担保保険)

第三条の二 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする
ことにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 事業団と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものにより、小

2 (略)

3 事業団と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の四第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものにより、小規模

規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

- 2 事業団と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円）から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。
- 3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項、第三条の八第一項又は第三条の九第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時に於いて、事業団と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係に、事業団と無担保保険の

企業者一人についての保険価額の合計額が千万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

- 2 事業団と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千万円）から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。
- 3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項又は第三条の八第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時に於いて、事業団と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係に、事業団と無担保保険の契約を締結していな

契約を締結していない信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

4 (略)

(売掛金債権担保保険)

第三条の四 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について当該中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権のみ(当該中小企業者が法人である場合にあつては、売掛金債権(必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。)(のみ)を担保として提供させるものをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険(以下「売掛金債権担保保険」という。))について、借入金額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額

い信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

4 (略)

のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と売掛金債権担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に売掛金債権担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「保証をした借入金の額」とあるのは、「借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額）」と読み替えるものとする。

（公害防止保険）

第三条の五 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充て

（公害防止保険）

第三条の四 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充て

るために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は、手形金額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が五千万円（当該債務者たる中小企業者について既に公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 （略）

（エネルギー対策保険）

第三条の六 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用

るために必要な資金に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が五千万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 （略）

（エネルギー対策保険）

第三条の五 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用

の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、保証をした借入金（手形の割引の場合は、手形金額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

(海外投資関係保険)

第三条の七 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人与永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「海外投資関係保険」という。)について、保証をした借入金(手形の割引の場合は、手形金額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2

事業団と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係が

3 (略)

(海外投資関係保険)

第三条の六 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人与永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の四第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む。)による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「海外投資関係保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2

事業団と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。

成立するものを除く。)をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

(新事業開拓保険)

第三条の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は、手形金額)の総額が一定の金額に達するまで、その

()をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

(新事業開拓保険)

第三条の七 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(第三条の四第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の五第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む。)による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金

保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

3 （略）

（特定社債保険）

第三条の九 （略）

2、5 （略）

（保険金）

第五条 事業団が普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引の場合は、支払。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は、手形債務。以下同じ。）又は社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）の額から信用保証協会が

額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

3 （略）

（特定社債保険）

第三条の八 （略）

2、5 （略）

（保険金）

第五条 事業団が普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。）又は社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）の額から

その支払の請求をする時までには中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二・三（略）

（求償）

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（交付金）

第九条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資

信用保証協会がその支払の請求をする時までには中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額（給付の場合は、総払込額。以下同じ。）に対する割合を乗じて得た額

二・三（略）

（求償）

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（交付金）

第九条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓

関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払った保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第八条の規定により事業団に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額を超えるときは、その超える額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

（契約の解除等）

第十一条 事業団は、信用保証協会がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険契約の条項に違反したときは、普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金

保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払った保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第八条の規定により事業団に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額を超えるときは、その超える額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

（契約の解除等）

第十一条 事業団は、信用保証協会がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険契約の条項に違反したときは、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来に

の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第十三条 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

附 則

5 当分の間、経営安定関連保証（第二条第三項第六号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	
保険価額の合計額が二億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三億円及び二億円
四億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそ

わたつて当該保険契約を解除することができる。

第十三条 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

附 則

5 当分の間、経営安定関連保証（第二条第三項第六号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	
保険価額の合計額が二億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三億円及び二億円
四億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそ

	第三条第二項	第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。）	第五条	百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）	百分の七十	百分の九十	それぞれ四億円
	第三条第二項	第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。）	第五条	百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）	百分の八十	百分の九十	それぞれ四億円
	第三条第二項	第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。）	第五条	百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）	百分の七十	百分の九十	それぞれ四億円
	第三条第二項	第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。）	第五条	百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）	百分の八十	百分の九十	それぞれ四億円

○ 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 第十二条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 第十二条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

。産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）（附則第条関係）

改 正 案	現 行
第四条 普通保険の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての法第三条第二項及び法第五条の規定の適用については、法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	第四条 普通保険の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての法第三条第二項及び法第五条の規定の適用については、法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

改正案	現行
（中小企業信用保険法の特例） 第五条の三（略） 2 普通保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第五条の三（略） 2 普通保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第十条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、<u>公害防止保険</u>、<u>エネルギー対策保険</u>、<u>海外投資関係保険</u>、<u>新事業開拓保険</u>及び<u>特定社債保険</u>にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第十条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>公害防止保険</u>、<u>エネルギー対策保険</u>、<u>海外投資関係保険</u>、<u>新事業開拓保険</u>及び<u>特定社債保険</u>にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第八条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第八条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第十三条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第十三条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

改正案	現行
（中小企業信用保険法の特例） 第七条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第七条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第六条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、<u>売掛金債権担保保険</u>、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第六条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第十六条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第十六条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3（略）

○ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第五条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 5（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 5（略）

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第二十一条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、特定事業活動等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3 中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係であつて、エネルギー使用合理化事業活動関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者、承認組合等又はその構成員たる中小企業者が中小企業承認事業計画に従つて第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十条第二項の規定により読み替えて準用する同法第五条第二項に規定する中小企業承認事業計画に従つて同	（中小企業信用保険法の特例） 第二十一条（略） 2 普通保険の保険関係であつて、特定事業活動等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 3 中小企業信用保険法第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係であつて、エネルギー使用合理化事業活動関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者、承認組合等又はその構成員たる中小企業者が中小企業承認事業計画に従つて第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の五第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十条第二項の規定により読み替えて準用する同法第五条第二項に規定する中小企業承認事業計画に従つて同

法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金（以下「エネルギー使用合理化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「八億円（エネルギー使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（エネルギー使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金（以下「エネルギー使用合理化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「八億円（エネルギー使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（エネルギー使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（附則第七条関係）

改 正 案

現 行

（中小企業信用保険法の特例）

第六十七条 （略）

2・3 （略）

4 中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（通商産業大臣が指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは「保証人（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証（以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。）に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。）」と、「保険価額の合計額が千二百五十万円」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円及び千二百

（中小企業信用保険法の特例）

第六十七条 （略）

2・3 （略）

4 中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（通商産業大臣が指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは「保証人（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証（以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。）に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。）」と、「保険価額の合計額が千万円」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円」と、同条第二項中

五十万円」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び千二百五十万円（阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「千二百五十万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び千二百五十万円から」とする。

一・二（略）

5・6（略）

「当該保証をした借入金の額が千万円（当該債務者」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円（阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「千万円から」とあるのは「それぞれ千万円から」とする。

一・二（略）

5・6（略）

。中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（附則第八条関係）

改正案	現行
（中小企業信用保険法の特例） 第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）<u>第三条の八</u>第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、研究開発等事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金（以下「研究開発等事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 2 （略） （研究開発等促進保険） 第十四条の十一 （略） 2・3 （略） 4 中小企業信用保険法第四条、第五条（各号を除く。）、第六条から第八条（各号を除く。）まで及び第九条から第十一条までの	（中小企業信用保険法の特例） 第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）<u>第三条の七</u>第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、研究開発等事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金（以下「研究開発等事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 2 （略） （研究開発等促進保険） 第十四条の十一 （略） 2・3 （略） 4 中小企業信用保険法第四条、第五条（各号を除く。）、第六条から第八条（各号を除く。）まで及び第九条から第十一条までの

規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五条中「、信用保証協会」とあるのは「、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二の指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）」と、「信用保証協会がその」とあるのは「指定支援機関がその」と、同法第五条及び第八条中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」とあるのは「指定支援機関が社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」と、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは「百分の五十」と、同法第六条から第十一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替えるものとする。

5
(略)

規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五条中「、信用保証協会」とあるのは「、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二の指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）」と、「信用保証協会がその」とあるのは「指定支援機関がその」と、同法第五条及び第八条中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」とあるのは「指定支援機関が社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」と、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは「百分の五十」と、同法第六条から第十一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替えるものとする。

5
(略)

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第十一条の七（略） 2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金（以下「新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	（中小企業信用保険法の特例） 第十一条の七（略） 2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金（以下「新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等に係る成果利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、地域新事業創出関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等に係る成果利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、地域新事業創出関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業

3
(略)
投資関係保険、新事業拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3
(略)
開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第六条（略） 2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	（中小企業信用保険法の特例） 第六条（略） 2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4
(略)

4
(略)

改 正 案	現 行
（中小企業信用保険法の特例） 第十六条（略） 2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは、「三億円（産業活力再生特別措置法第七条第二項に規定する認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金（以下「活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは、「六億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは、「三億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、活用事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 4（略）	（中小企業信用保険法の特例） 第十六条（略） 2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは、「三億円（産業活力再生特別措置法第七条第二項に規定する認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金（以下「活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは、「六億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは、「三億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。 3 普通保険の保険関係であつて、活用事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。 4（略）

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 (略)

2、5 (略)

6 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(産業活力再生特別措置法第二十三条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

7 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

8 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 (略)

2、5 (略)

6 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(産業活力再生特別措置法第二十三条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

7 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

8 (略)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案参照条文

○中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の八第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）を受けることを含む。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金の弁済（手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に消滅する。

（無担保保険）

第三条の二 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 事業団と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の四第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金額の額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

（特別小口保険）

第三条の三 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条

の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千万円（当該債務者たる小規模企業者において既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあっては、千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

- 3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項又は第三条の八第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時にあって、事業団と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあっては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。
- 4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（公害防止保険）

第三条の四 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信

用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が五千万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（エネルギー対策保険）

第三条の五 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（海外投資関係保険）

第三条の六 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法

人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の四第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものときは、四億円であるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、保証をした借入金（手形の割引の場合）は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後ににおいて払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
（新事業開拓保険）

第三条の七 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の四第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の五第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、保証をした借入

金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 事業団と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（特定社債保険）

第三条の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の通商産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限り、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特定社債保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（保険金）

第五条 事業団が普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。）又は社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までには中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額（給付の場合は、総払込額。以下同じ。）に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権を行使するために債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用（経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。）に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額（求償）

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八条 保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権（信用保証協会が当

該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額）に、支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を事業団に納付しなければならない。

（交付金）

第九条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払った保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十条 事業団は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第八条の規定により事業団に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額を超えるときは、その超える額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

（契約の解除等）

第十一条 事業団は、信用保証協会がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険契約の条項に違反したときは、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険若しくは特定社債保険の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

（経営安定関連保証の特例）

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた特定中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに

第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項及び第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項中「当該保証をした」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とする。

第十三条 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

附 則

1 4 （略）

5 当分の間、経営安定関連保証（第二条第三項第七号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が二億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三億
	四億円	経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ四億円
第三条第二項	百分の七十	百分の九十
第三条の二第二項（第三条の三	百分の八十	百分の九十

第四項において準用する場合を含む。）		
第五条	百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）	百分の九十（公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） （抄）

（定義等）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時ににおいて一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

5
11 （略）

○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）（抄）

第三条 法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の第二一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は法第三条の三代一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての法第三条第一項、第三条の第二一項及び第三項並びに第三条の第三一項及び第二項の規定の適用については、法第三条第一項「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第四条 普通保険の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての法第三条第二項及び法第五条の規定の適用については、法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

○ 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中小小売商業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同条第五項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に関連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証（以下「中小小売商業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中小小売商業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした当該債務者	中小小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした中小小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 (略)

。中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、労働力確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証（以下「労働力確保関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	労働力確保関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした当該債務者	労働力確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした労働力確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 (略)

。特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証（同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証で、中小小売商業振興法第四条第六項の特定会社又は同法第五条の四の公益法人が同法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき同意基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に必要な資金（以下「特定商業集積整備事業資金」という。）に係るものという。以下同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第八条第一項に規定する特定商業集積整備事業資金（以下単に「特定商業集積整備事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（特定商業集積整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 (略)

。輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の第三項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証（同法第三条第一項、第三条の第二項又は第三条の第三項に規定する債務の保証（以下「特定債務保証」という。）であつて、同意地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行う者として経済産業省令で定めるところによりその住所地を管轄する市町村長又は特別区長（以下「市町村長等」という。）の認定を受けた中小企業者が当該輸入貨物流通促進事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者、特定製品輸入関連保証（特定債務保証であつて、特定製品輸入事業を行う者として経済産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該特定製品輸入事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者及び特定対内投資関連保証（特定債務保証であつて、特定対内投資事業の実施を円滑に進めるものとして経済産業大臣が定める事業を行う者として経済産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証（以下「輸入貨物流通促進関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「輸入貨物流通促進関連保険価額合計額」という。）と、同項に規定する特定製品輸入関連保証（以下「特定製品輸入関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「特定製品輸入関連保険価額合計額」という。）と、又は同項に規定する特定対内投資関連保証（以下「特定対内投資関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「特定対内投資関連保険価額合計額」という。）とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
--------	-----------	---

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業流通業務効率化促進法第七条第一項に規定する流通業務効率化関連保証（以下「流通業務効率化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	流通業務効率化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	流通業務効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	流通業務効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 （略）

。地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定

事業等（以下「計画特定事業等」という。）のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証（以下「地域伝統芸能等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	地域伝統芸能等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 （略）

。特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第十六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認高度化等中小企業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認高度化等円滑化商工組合等が承認高度化等円滑化計画に従つて高度化等円滑化事業を実施するために必要な資金に係るもの）をいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証（以下「基盤的技術産業集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	保険価額の合計額が	基盤的技術産業集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び 第三条の三第二項	当該保証をした	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3
（略）

○ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）
（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第二十六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項 又は第三条の三第一項 に規定する債務の保証であつて、認定特定事業計画に基づく第四条第四項第二号に掲げる特定事業（特定会社又は公益法人が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るもの又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同条第五項第一号から第六号までに掲げる中小小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び 第三条の三第二項	当該保証をした	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第三条の三第二項	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2・3 (略)

4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

。エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)(抄)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定事業活動等関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者、承認組合等又はその構成員たる中小企業者が中小企業承認事業計画に従つて第二条第四項第五号若しくは第六号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金に係るもの又は同条第五項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備(同項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものに限る。以下同じ。))の設置若しくは改善を行うために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。をを受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証
--------	-----------	--

第三条の二第一項、 第三条の三第一項	保険価額の合計 額が	（以下「特定事業活動等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	当該保証をした	特定事業活動等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	当該債務者	特定事業活動等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした当該債務者
第三条の二第三項、 第三条の三第二項	当該債務者	特定事業活動等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、特定事業活動等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 （略）

。阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第六十七条 （略）

2・3 （略）

4 中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（通商産業大臣が指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に

掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは「保証人（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証（以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。）に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。）」と、「保険価額の合計額が千万円」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が千万円（当該債務者」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円（阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円から」とあるのは「それぞれ千万円から」とする。

一 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二条第二項に規定する小規模企業者（次号において「小規模企業者」という。）

二 中小企業等協同組合その他の主として小規模企業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

5 特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の三第四項において準用する同法第三条の二第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険」とあるのは「百分の七十（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証に係る特別小口保険にあつては百分の九十、その他の特別小口保険、無担保保険」とする。

6 （略）

。中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、研究開発等事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金（以下「研究開発等事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 （略）

（研究開発等促進保険）

第十四条の十一 事業団は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項の規定にかかわらず、事業年度の半期ごとに、指定支援機関を相手方として、当該指定支援機関が、中小企業者が第十四条の三第一項第一号の資金の調達を図るために発行する社債に係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が七千万円を超えることができない保険（以下「研究開発等促進保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該指定支援機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 中小企業信用保険法第四条、第五条（各号を除く。）、第六条から第八条（各号を除く。）まで及び第九条から第十一条までの規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五条中「信用保証協会」とあるのは「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二の指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）」と、「信用保証協会がその」とあるのは「指定支援機関がその」と、同法第五条及び第八条中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」とあるのは「指定支援機関が社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」と、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外

投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは「百分の五十」と、同法第六条から第十一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替えるものとする。

5 (略)

○新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号) (抄)

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条の七 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	新事業創出促進法第十一条の七第一項に規定する新事業分野開拓関連保証(以下「新事業分野開拓関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該保証をした	新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金(以下「新事業分野開拓事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、

二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域新事業創出関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、同意集積地域において、高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業を行う者として経済産業省令で定めるところによりその住所を管轄する市町村長又は特別区長（以下「市町村長等」という。）の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、第三項並びに第三条の三第一項及び

第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「新事業創出促進法第二十八条第一項に規定する地域新事業創出関連保証（以下「地域新事業創出関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「地域新事業創出関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、地域新事業創出関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 （略）

。中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、「同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業経営革新支援法第六条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該保証をした当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第十六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する活用事業関連保証（以下「活用事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	活用事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該保証をした当該債務者	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（産業活力再生特別措置法第七条第二項に規定する認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金（以下「活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、活用事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険

、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4
(略)